

## 1 1月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和4年11月16日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
  - 日程第1 会議録署名委員の指定について
  - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
  - 日程第3 教育長の報告について
  - 日程第4 議案第24号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書について  
・・・資料1(教育総務課)
  - 日程第5 議案第25号 特別警報または、警報発令時の措置について  
・・・資料2(学校教育課)
  - 日程第6 報告第27号 教育委員会の後援名義等使用について  
・・・資料3(教育総務課)
  - 日程第7 報告第28号 令和3年度一般会計決算報告について  
・・・資料4(教育総務課)
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹  
教育委員(教育長職務代理者) 糸野 聡史  
教育委員 福村 尚子  
教育委員 足立 義幸  
教育委員 富山 昌克
- 5 点検評価委員 福本 義久
- 6 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育総務課長、  
学校教育課課長代理、文化財保護課長、生涯学習課長、  
スポーツ振興課長、図書館長
- 7 その他出席者 こども未来部長、こども未来部次長兼保育幼稚園課長  
こども施設課長
- 8 書記 教育総務課課長代理
- 9 傍聴者 1人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

### ○教育長

皆さんこんにちは。11月の定例教育委員会議を始めます。

本日は、議案第24号で、ご指導いただきます、福本先生にご出席いただきました。後程ご紹介いたします。

初めに、本日の会議録の署名委員ですが、富山委員よろしく願いいたします。

続きまして、前回令和4年10月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

では、承認ということで、よろしく願いいたします。

次に、教育長報告を1件行います。過日、11月8日に緊急に皆さまにお集まりいただきまして、ご説明いたしましたが、改めて、ご報告いたします。

本市、元校長が令和2年度に実施しました、令和3年度の本市中学校で使用する教科用図書の採択に関わって、本来公正性の観点から秘匿とされている資料等の情報を、教科書会社「大日本図書」に対して漏らす等を行い、その見返りとして現金を受け取り、飲食等の接待を受けたとして加重収賄罪の容疑。併せて、宿泊行事の下見を行った際、実際には自動車を使用したにもかかわらず、元校長が下見に参加した教員全員が公共交通機関を利用したことにして申請し、その旅費を不正受給した行為により11月2日に送検され10日に起訴されました。

今回の報道が出ること自体、市民の皆様の学校教育への信頼を失うこと、また不信感を大いに抱かせることとなっています。また報道にあったことが事実なら、決して許すことが出来ないことです。

市民の皆様、とりわけ本市の児童生徒の皆様、並びに保護者の皆様に対しまして、11月4日に児童生徒、保護者の皆様あてに市内学校を通じて、お詫びの手紙を配布するとともに、当日の記者会見の場で謝罪をいたしました。

事件発覚後、子どもや保護者には少なからず動揺が広がり、不安定な気持ちになることが推察されましたが、教育委員会事務局と学校が連携して対応しております。

特に、当該の藤井寺中学校につきましては、わたくし自身も11月10日にスマートスクールの研究授業に参加してまいりましたが、教職員が一丸となって、特に進路を控える中学校3年生には、より丁寧に説明し、不安解消に努めました。

この件につきましては、採択の公正性の観点から、秘匿とされている資料等の情報が教科書会社に漏れいしているなどを踏まえると、教科書採択事務を進める教育委員会の長として責任を感じており、教科書採択事務過程を徹底的に見直し、原因の究明や、再発防止に努め、責任を果たさなければならないと考えております。

また、11月7日に開催されました校長会では「教科書は全ての児童生徒が必ず使用するもので、その採択には高い公正性や透明性が求められており、その趣旨を、採択に関係するもの、校長や教員等の全ての学校関係者が深く自覚し、さらに高い倫理観を持ち、服務規律を順守し、綱紀粛正を徹底し、一丸となって公正確保の徹底に万全を期すための取り組みを進めなければならない」旨、指示をいたしました。

なお、今後は第三者を交えた、透明性の高い調査委員会を設置し、調査を進めるため、市長部局と協議を進めているところです。以上、報告といたします。

簡単に報告をいたしました。この間も8日にお集まりいただきましてご報告をいたしました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、会議次第に従い、議事に入ります。本日は議案が2件、報告事項が2件です。

まず、議案第24号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書について、審議いたします。

この件につきましては、10月5日に学識経験者として本市の自己点検評価についてご意見をいただきます。四天王寺大学准教授の福本先生にお越しいただき、本市で作成しました点検・評価に関する報告書について、ご説明させていただきました。その後、点検・評価の内容を検討いただき、ご意見を報告書の72ページから82ページに掲載させて頂いております。本日は先生から直接ご意見を賜りご指導頂きたいと思っております。

先生よろしくお願ひいたします。

#### ○評価委員

改めまして、皆さまこんにちは。四天王寺大学の福本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではこれから、意見書の要旨のみを申し上げさせていただきたいと思っております。既に、意見書の方は提出済みでございますので、本日は要旨のみでお願ひいたします。

前提としまして、教育行政が担う課題は多種多様でありますし、かつ、昨今は複雑になる一方でございます。特に、令和2年度からは、かつて我々が経験をしたことのないコロナ禍に見舞われている中で、御市におかれましては、必要などころはもちろんですけれども、少し先のことまで見通したきめ細かな施策を、優先順位をつけて丁寧にお取り組みいただいていることと報告書を読ませていただきました。冒頭で申し上げましたように、本日は時間の都合上、意見書の要旨のみを申し述べさせていただきたいと思っておりますが、全面的に御市の教育行政を支持する立場であることを、まず冒頭で表明しておきたいと思っております。

以下、基本方針の順序で要旨を申し述べます。

基本方針1 「生きる力」を身につける教育の推進に関することです。

令和2年度は、コロナ禍において、実施が難しかった事業について、運営方法を工夫したり、ICT機器を積極的に活用することで、でき得る限りの事業実施に取り組まれたその努力に敬意を払いたいと思っております。

「藤井寺市学力向上推進支援事業」では、前年度の課題を受けて、教育委員会としての学力方針を示すことで、各校の目標や取組を明確にし、公開授業や研究討議、さらに実践報告を核としたPDCAサイクルで進める支援をされているということです。令和3年度は、新型コロナの影響がある中、府のモデル校に市内の半数の学校が指定され、それぞれ学校の学力課題に対して、研究を進めていただいたことは評価できます。また、昨年度、助言していた各校の取組の成果を共有できる仕組みを作っていたいただき、PDCAサイクルを年間ではなく、学期ごとに検証できるようになったことも大いに評価できます。今後の課題として挙げておられる「児童生徒が主体的にアウトプットできる授業づくり」については、教員の授業づくりに対する意識を転換し、授業力向上に欠かせないテーマであり、効果的にICTを活用しながら、着実に進めていただきたいと考えています。

また、市立図書館とのシステム統合や教育総務課の配送サービスが実施されて、利用実績が上がるにつれて、不読率（本を読まない率）の改善が小学校を中心に達成できたことは評価できます。また、読書習慣の改善だけでなく、学校図書館モデ

ル校を活用しながら、教員の授業改善のための学校図書館利用といった観点は、これからの予測困難な社会を生き抜く力を子どもたちに身に付けさせるためにも有効であり、教育委員会としての取組は大いに評価できます。今後も継続して、学校司書への研修や地域ボランティアの活用、市全体での学習に活用できる蔵書数の増加、デジタル図書等に取り組んでいただきたいと思います。

また、学校図書館のさらなる活性化、学校図書館の授業活用から子どもたちの学力向上につなげていただきたいと思います。

基本方針2 心の教育の充実についてです。

子どもたちの年齢に近い大学生ボランティアによるスクールフレンド活用事業は、子どもたちの目線に立った細やかな支援がなされ、児童・生徒、教職を目指す学生双方にとって、有意義な取組であると考えます。ただ、あくまでも学生ですので、学生任せにならないよう、学習支援員を含めた管理体制も整えて有効活用していく必要があるとともに、教育実習参加予定者によるインターン制度を活用するなど、本学も含め関係大学とも連携を図りながら、事業を進めていただきたいと思います。

基本方針3 人権教育の推進についてです。

新型コロナの影響もありますが、藤井寺市の帰国・渡日児童生徒の数は、近隣他市に比べると少なく、急増もしていないと聞いています。ただ、コロナ禍が明ければ、帰国・渡日児童生徒の数が増加することも考えられますので、そうなると日本語指導は欠かせない教育課題になると思います。今後、予想される状況に対して、日本語指導の加配教員の有効活用と増員を検討し、必要な人材の確保と予算確保をお願いしたいと思います。

基本方針4 支援教育・障がい児者教育の充実についてです。

障がいのある子どもたちにとって、継続して適切な支援を受けることは非常に重要なことです。令和3年度は、就学就園相談の案内を早めに周知することで、保護者の教育的ニーズを事前につかみ、学校・園と情報共有ができたと聞いています。今後も、より低年齢から適切な支援が受けることのできる教育環境を選択できるように、幼保との連携を強化し、就園就学に係る教育相談を充実させ、一人ひとりの子どもたちに適した教育環境の提供に努めていただきたいと思います。

また、支援教育に対する専門性の高い大学教授等を招いての研修や、教員同士の情報共有等を実施し、教員の専門性とコミュニケーション力を高めることに努めていただきたいと思います。

基本方針5 生徒指導の充実についてです。

生徒指導上の課題は近年、原因が複雑化してきています。学校だけで解決できないことが多くなっています。今年度より行っておられる、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを含めた学校支援チームの発足は、大いに評価できます。今後も福祉的・心理的サポートや連携を図りながら、関係諸機関との迅速な連携を図って、課題解決にあたるように、支援事例などを共有できる研修の場をもつなど、学校間の横への広がりにつなげるようにいただきたいと思います。

また、長期欠席者は、小中ともに増加傾向であり、令和3年度の全国学力・学習状況調査における「自分にはよいところがある」と答えている児童生徒の割合が低下している状況もみられました。「自己有用感」や「自己肯定感」は学びの中で「できた」という達成感があって得られるものです。いかに学校生活の中で、児童生徒

自身が「できた」と感じられる機会を作っていけるかが鍵になります。日常的に行っている全ての教育活動の中で「ともに学び、ともに育つ」という視点を大切にし、集団作りを行うことによって「自己有用感、自己肯定感を基盤とした居場所づくり・集団づくり」を行っていくように、今まで以上に、教員が授業改善に取り組み、児童生徒にとって「できた」という達成感が得られるような、学習活動を展開するように努めていただきたいと思います。

基本方針6 いじめ防止対策の推進についてです。

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、各学校で作成しているいじめ防止基本方針に基づく取組がなされているのかを検証し、取組内容を改善しながら学校が組織的に取り組むことが重要です。また、教員一人ひとりが、いじめはどの学校にも起こりうるという視点と、いじめはどんな理由があろうと許さないという強い信念をもって、日々の指導にあたることが重要です。

その上で「いじめ防止対策」において重要なのは、未然防止・早期発見・早期対応であり、「いじめアンケート」等を活用して各校で、児童・生徒の学校生活の状況をきめ細かに捉え、「いじめ」に対応しているのは評価できます。ただ、近年はスマートフォンを使った、LINEやSNS上でのいじめが増加傾向にあり、いじめの実態の把握が非常に難しくなっています。道徳教育や人権教育の充実を図り、未然防止に取り組むと共に、より丁寧に児童生徒の状況把握を行い、いじめが疑わしい場合も含めて、全教職員が同じレベルで認知できるよう方向を示し、さらなるいじめの防止に取り組んでいただきたいと思います。

基本方針7 健やかな体の育成を図りますについてです。

食育は子どもたちの健やかな体を育成する上で、土台となる部分であり、継続して子どもたちの発達段階に応じた指導が行われるべきです。しかし、令和3年度の全国学力・学習状況調査において「朝食を毎日食べているか」と言う質問の回答は小中学校ともに低くなっています。児童生徒の問題行動の一因に、食事の乱れが関わっている場合があることも指摘されており、栄養教諭や養護教諭と連携し、家庭と連携した食育に取り組んでいただきたいと思います。

基本方針8 地域との協働による青少年健全育成と放課後児童対策の充実についてです。

コロナ禍の影響を大きく受けていた青少年健全育成事業への取り組みですが、少しずつではありますが、中止することなく、感染症対策を講じた事業展開が実施されていることは非常にうれしく思います。引き続き、対策を講じながら事業展開していただけることを期待しています。

また、放課後子ども教室推進事業や学校支援地域本部事業並びに放課後児童健全育成事業においても、継続した支援をよろしくお願いします。特に放課後児童会については、利用ニーズの高まりや学校の35人学級導入などから、余裕教室が減少することが考えられるため、引き続き実施場所や人材の確保などの体制整備に取り組んでいただきたいと思います。

基本方針9 幼児教育の充実についてです。

乳幼児期は、その人の人格の基盤がつくられる時期です。子どもたちが、どのように周囲と関わり、経験や学びを広げていくのかという点において、幼稚園をはじめ、各保育施設は大変重要な役割を担っているとと言えます。そのためには、子ども一人一人の興味関心をもとにした、子ども主体の保育を進めていくことに加え、支

援教育や地域との連携など、子どものおかれた状況に合わせた保育の手立てを充実させていくことが大切です。また、保護者の就労の増加により、長時間保育も求められており、今後も継続した取組を期待しています。

基本方針10 安心・安全な学校園づくりの推進についてです。

昨今の子どもへの虐待事案の発生状況や不審者の出没等の事案が発生している状況をみると、子どもへの暴力防止教室（CAP）を実施することは必要なことであると考えます。また、暴力防止教室（CAP）は、保護者や教員への実施も効果的であるため、子ども以外への実施も積極的に行っていただきたいと思えます。

基本方針11 教育環境の整備を進めますについてです。

施設整備の話では、学校に加え、幼稚園でもトイレ便器の洋式化、手洗い自動水洗化などコロナ対応措置が行われているとの事で安心しております。さらには、小中学校におきましてGIGAスクール構想への迅速な対応がなされていて予算面でも大変なご苦勞があったと推察します。これらのことは教育にしっかりお金をかけるという御市の姿勢がよく出ている部分だと思えます。

環境整備というのは、改善箇所は次々と出てくるもので、終わりのない事業であります。今後も計画的な取組を期待しております。

一方で、令和2年度にはタブレットPCが一人に1台導入されましたが、通信環境の不安定さと端末の不具合が発生しているのも事実との事です。こういったハード面での不具合は、教職員の新たな取組意識を削ぐことにもなりかねませんので、令和3年度より結成された「ICT支援チーム」を積極的に推進することで、タブレットPCを活用した学習に取り組んでいただくことを期待しています。

基本方針12 教育機会均等の確保に努めますについてです。

格差社会がますます深刻になっていくと言われてはいますが、御市での支援については、現状に留まらず、就学支援制度を核とした取組を期待しております。

基本方針13 市民の生涯にわたる学習を支援しますについてです。

公民館講座のスマートフォン教室を新たに企業と共に実施したことは、デジタルデバイスの解消の一助となるような取り組みであり、今後も多様化する課題やニーズについて企業とともに講座を開設することは引き続き検討するべきではないかと考えます。また、自主活動グループの活動内容等について、一覧表を作成し広く周知されたことは、生涯学習活動に取り組みたいと思う方に対して情報入手できるよい支援であると思えます。今後もさらなる媒体を通じての情報発信を検討し努めていかれることを期待しています。

基本方針14 生涯を通じて読書に親しめる市立図書館をめざしますについてです。

コロナ禍において、図書館の利用制限や各種イベントの中止などがありますが、図書館の社会的な役割に変わりはありません。利用実績も昨年度より増加しており、また御市の図書館の特徴である学校図書館とのネットワークを活用され、児童生徒への読書活動推進も図られています。今後も、図書館サービスを充実していただくことを期待しております。

基本方針15 スポーツの振興とスポーツを通じたコミュニティの活性化に努めますについてです。

生涯学習課並びに図書館と同様に、コロナ禍により各種スポーツ施設の利用制限、また、各種スポーツイベントの中止を余儀なくされたことが、今回の報告書を見て

も明らかになっています。

しかしながらこうした中におきましても、子どもから高齢者まで、健康づくりを推進することは、社会保障の側面から見ても行政にとっては重要な施策の一つに変わりありません。

フライングディスクを用いた新規事業の企画立案も進めておられるようですので、今後とも多様化するスポーツニーズに対応していただくことを期待しています。

基本方針16 歴史文化の薫るまちづくりの推進に努めますについてです。

「世界遺産」都市として過去の遺産をいかに保存、活用していくかということと地域に生活する人々との共存、調和をうまく進めていくための工夫をした取組をされています。関係者との協調、調整、法令の整備、住民のコンセンサスなど難しい課題があると思いますが、御市の歴史と文化の継承を期待しております。

以上、大変雑ばくな意見を申し上げましたが、詳細は、お手元の意見書をご参照いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

#### ○教育長

ありがとうございました。ただ今、丁寧にご指導をいただきましたが、十分にご指導の方を噛みしめて次へ繋いでいくということでもいいと思うのですが、せっかくの機会ですので、先生もおられますので、委員の皆様でご質問、ご意見、ご感想等、様々な角度でご自由にご発言をいただけたらと思いますが、何かございますか。

#### ○委員

特に質問というわけではないのですが、今までの教育委員会の会議で各課の方からいろいろな報告を受けていく中で、人員の問題であるとか、それに伴う予算的な問題であるとか、本市の抱える問題という様なところは、なかなか厳しいところもあるような印象を受けています。先生のおっしゃるコメントはごもっともだなと思いますし、非常に理想的なことばかり書いてあるので、これが実現出来たら本当にいいなと思ってはいるのですが、どういうふうこれを現実問題としてすり合わせていくのかというのは、なかなか難しいところだなあという印象として持っています。私たちも含めて、いろいろと知恵を出し合いながら教育環境が向上するように務めていかないといけないな、というふうに改めて思ったところです。

#### ○教育長

他にご感想等ございますか。

#### ○委員

この基本方針16というところが一番のキーかなと思っています。自己有用感とか自己肯定感の一番の始まりというのは、どこで生まれどこで育ってきたか、世界遺産がある街で生まれて育ってきたんだということをもっと強調すれば、勉強できようができませんが、自分の生きてきた証と思うんですよね。ですから、この基本方針16をもっと前面的に打ち出して、それぞれ赤ちゃんであろうがお年寄りであろうが、誇りを持っていたら一番そこで充実した人生を終えるのではないかなと思っています。実際、僕も世界遺産になるにあたって、ずいぶんお手伝いをしておりまして、建物の色等も規制していたんです。それで世界遺産になった時、すごく

嬉しかったです。そういうところで生まれ育ったんだということを市民全員が認知していただけたら、勉強というのはそこから始まっていくのではないかなと思ったりもします。以上です。

#### ○教育長

他にご感想等ございますか。今日は評価・点検というフレームの中でいろいろ考えさせていただきまして、昨年度も先生にご相談していたのですが、今回、まだ試行的な部分もあるのですが、思い切って評価・点検の形態を変えさせていただいて、まさに、次にどう繋いでいけるのかというチェックの次のアクションアップの部分の課題も踏まえて、形態だけの話ですが、形を変えさせていただいたのですが、その辺のところでのご評価は何かいただけますでしょうか。

#### ○評価委員

書式が変わったというところでは、私は大変良かったと思っています。何が一番良かったかということ、事務的な処理の時間がかなり減ったのではないかというふうに推察しています。どこの業界でもそうなのかも分かりませんが、そういうところの手間暇というのは出来るだけ削減して実務に出来るだけ集中していくということは、ものすごく大事なことだと考えています。そういう意味から言うと、今回、こうして書式を変えられた、手続きの仕方を変えられたというのは大いに良かったのかなと思いますし、もっと省けることはないかというふうに考えていくといいのかなあというふうにも思っています。そこは、私は専門外ですので、詳しいコメントはできませんけれども。

#### ○教育長

教育委員会内部でもご意見をいろいろいただく中で少し変えてみたいなど思ったのと、先生との以前のお話の中での議論でも出たのですが、点検・評価が次年度の具体的な施策にどう反映するのかという時に、なかなか難しかったのですが、やはり事務的な関連も含めて、ちょっと点検・評価がずれているのでね。もう令和4年度が始まっている中で、今、令和3年度の点検・評価をやっているということについて、ものすごく我々もジレンマを感じていまして、かと言って、令和3年度が終わった途端にこれが出てくるかというとなかなか難しく、極端に言えば、もう令和4年度を実際に取り組んでいる時に、令和5年度の予算等が始まっているんですね。この辺のところの点検・評価の在り方というのは、今後の実務的な課題になってくるのかなということで、せつかく令和4年度以降のアクトまで今回は書いていただいているのですが、もうそれは過ぎていっている話になるので、また、組織上難しいところがあるのですが、いいお知恵があったらまた改善していきたいなど思っているところです。

#### ○評価委員

ぜひ期待しております。

#### ○教育長

他にご感想等ございますか。よろしいでしょうか。それでは議案第24号 藤井



寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書について、この通り決定してよろしいですか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第24号について決定いたします。

なお、本報告書につきましては議会に提出し、公表いたします。

それでは、私の方からお礼を申し上げます。

ただ今、令和3年度の教育委員会の点検・評価に関する報告書につきまして、基本方針16項目にわたり、昨今の急激に変化する社会事象や、この令和3年度は小・中学校で完全実施されました新学習指導要領による教育改革がスタートした時期でもありますし、新型コロナウイルス感染症が2年目に入って、第3波から、東京オリンピック中の第5波、第6波が猛威を振るってということでこの年度が終わったのですが、次の年の7波、8波がこれからまたもっと凄いとということで、感染予防に有効な決め手のないまま、ウイズ・コロナに急に入ってしまった、コロナ禍での教育委員会等の課題も踏まえて、本当に貴重なご指導、ご意見を賜ったと思っております。

改善すべき課題につきましては、全課来ておりますので、しっかりメモを取ったと思っておりますのが、これから積極的に取り組みを進めてまいりたいと思います。

令和4年度から令和5年度にかけては、いよいよ新学習指導要領の成果が問われる年となり、ポストコロナになるのかアフターコロナになるのか状況はよくわかりませんが、その辺も見据えながら社会が急激に変わっていくということも踏まえて、教育委員会全体で取り組みを強化してまいりたいと思っております。

本当にありがとうございました。引き続き、学校指導の方よろしくお願いいたします。点検・評価以外でもご指導お待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

○評価委員

本日はどうもありがとうございました。

○教育長

福本評価委員がご退席されます。本日はご多用の中、ご出席を賜りありがとうございました。

それでは引き続き、会議の方を継続していきます。

議案第25号 特別警報または、警報発令時の措置について、学校教育課長代理、説明をお願いします。

○学校教育課課長代理

議案第25号 特別警報または、警報発令時の措置について、説明させていただきます。資料2をご覧ください。

昨今、台風に限らず日本全国で災害級の危険が伴う状況にあります。今年度も、

全国的に線状降水帯やゲリラ豪雨等で、児童生徒のみならず住民の安全が懸念されております。本市の地形においては、山はございませんが、大和川・石川等があり、河川近くや河川をまたいで通学する児童生徒もおり、その際には登下校時に危険が伴います。また、関西地方より遠くに台風があり、直接的な「台風に伴う」かどうか判断しづらい、わかりづらいケースもございます。台風になる前後で暴風雨になり、判断が難しい場合ということをご今後考えていく必要があると考えております。

そこで、これまでは、「特別警報または、台風に伴う警報発令時の措置」として、教育委員会として年度当初に通知をしておりましたが、令和5年度より「台風に伴う」を削除し、危機対応していきたいと考えております。

大きな変更となることから、危機管理室・保育幼稚園課・生涯学習課とも協議をさせていただきました。令和5年度より、藤井寺市立小中学校において「台風に伴う」を削除したかたちでの対応をいたします。

なお、同時に生涯学習課が所管する放課後児童会、保育幼稚園課が所管する市立幼稚園においても同様の基準というふうに進めてまいります。

今後、学校から保護者に対してプリント配布や、ホームページ等で周知をしていきたいと考えております。混乱がないように、区長会等でも周知を進めていきたいと考えております。以上です。

#### ○教育長

従前、「台風」が枕詞についていた警報については臨時休業ということで、それ以外は臨時休業というかたちではなかったのですが、令和5年の4月から、警報と名がついた場合には臨時休業するという措置に変えましたということですが、委員の皆様、何かご質問等ございますか。

#### ○委員

中の内容は今までどおりということですか。

#### ○学校教育課課長代理

おっしゃるとおりで、時間だとかそういった部分は同じになっております。

#### ○教育長

他にご質問等ございますか。「台風による警報」と「警報」で、他の市町村の状況はどうなのですか。

#### ○学校教育課課長代理

他の市町村も随時「台風」を取るようなかたちで変えていると伺っています。大阪狭山市と藤井寺市が最後まで残っていたというのは聞いていまして、来年度から藤井寺市は変更というかたちで考えております。

#### ○教育長

南河内では、ほぼそういうかたちなのですね。藤井寺市が遅れているということですね。

○学校教育課課長代理

それぞれの市町村によって、例えば、河内長野や東部の方だと警報の種類が異なっていてまいります。本市の場合、暴風、大雨、洪水の3つの警報で対応させていただいておりますが、羽曳野市の場合、暴風のみになったりといった中身の違いはございます。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第25号 特別警報または、警報発令時の措置について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第25号について決定いたします。以上で議案につきましては終了いたしました。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告いたします。

まず、報告第27号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。今回の報告につきましては、令和4年10月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料3の表の3件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○教育長

資料3では、今回3つの事業名が載っています。キッズフリマというのは、フリーマーケットのことですか。

○生涯学習課長

1つのフリマだけではなく、イオンの中でのイベントで、教育長がおっしゃっていたようなかたちのフリマも事前の事業会説明のところでは拝見させていただきましたが、この後の事後報告がまだ出ておりませんので、詳しく店が何件であるとかというのは、申し訳ありませんが、ここでは報告できません。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第27号 教

育委員会の後援名義等使用について、このとおり承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第27号について、承認いたします。

続きまして、報告第28号 令和3年度一般会計決算報告について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

報告第28号 令和3年度一般会計決算報告について、歳入・歳出の概略を説明させていただきます。

令和3年度一般会計 歳入歳出決算につきましては、10月4日、11日、12日の3日間、市議会一般会計等決算特別委員会で審議が行われ、慎重な審議を経て、賛成多数をもって認定されたところでございます。

それでは、お手元の資料4-1に基づき、ご説明させていただきます。

1ページの『令和3年度 実質収支に関する調書』をご覧ください。

令和3年度一般会計の歳入総額は264億3,801万1,207円、歳出総額は260億834万7,068円で、歳入歳出の差引額は4億2,966万4,139円となり、翌年度へ繰越すべき財源は、1,252万5,000円で、実質収支額は4億1,713万9,139円となったものです。こちらは、市全体の話でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらが教育部関係の歳入決算状況になっていまして、その合計は、4億9,442万3,957円となっております。

次に、4ページをご覧ください。こちらは令和2年度・令和3年度 款別歳出決算額比較表というものでして、市全体の歳出額をまとめたものです。一番左の科目の所9 教育費の令和3年度の支出済額は、19億381万5,000円となっております。令和2年度決算額より、7億3,722万円の減少となっており、一般会計歳出決算額に占める教育費関係の割合は7.3%となっております。

ちなみに、大阪府下の平均が8.6%ですので、平均を下回っているという状況です。

続いて、5ページが教育費関係の歳出決算の状況となります。

各項ごとの歳出決算額を令和2年度と比較しますと、『項1. 教育総務費』の支出額は、前年度と比較して、1,419万6,800円の増額となりました。

主な理由としましては、目2. 事務局費の3,345万9,918円の増額というところですが、その内訳としましては、校務支援ソフトを導入しまして、それが5,368万円新規予算としてあった、ということが大きな理由となっております。

また、目3. 教育研究費につきましては、GIGAスクール構想による1人1台端末の本格実施に向けて「ICT支援チーム」を結成するため、学校教育課指導主事を1名増やしたものの、会計年度任用職員の予算が人事課へ移りまして、結果として1,530万9,555円の減額となったということになります。

次に、『項2. 小学校費』ですが、前年と比較して2億4,332万156円の減額とな

っています。このうち、目1の学校管理費は、2億1,880万9,244円の減額しており、これは、屋内運動場にスポットバズーカーという空調の設置を行ったことによる増額というのもあるのですが、それ以上に、先程も申しました人件費の部分が人事課集中になったというところで、減額になっているということです。

続きまして、『項3. 中学校費』につきましても、前年と比較しまして7,497万1,102円の減額があるのですが、こちらも小学校と同様に人件費が人事課集中となったことが主な要因になっています。

続きまして、『項4. 幼稚園費』は前年比1億4,836万8,164円の減額でございます。主な要因は、令和2年度で耐震補強工事の完了によるものでございます。

続きまして、『項5. 社会教育費』は前年より2億3,525万1,254円減額しております。増減の主な理由ですが、公民館事業や青少年育成関連事業の中止、規模縮小による支出減が生じたことや、同様に会計年度任用職員の報酬額が人事課集中になったため減額したものでございます。また、生涯学習センター費につきましても、こちらも同様に人事課集中による人件費の減額もあるのですが、エレベーターの更新工事がありトータルとしては増額しております。

次に、目5. 文化財保護費については、9,686万8,123円減額しています。主な要因としましては、令和2年度は史跡古市古墳群の2つの古墳にかかる史跡指定地の買い上げを行いました。令和3年度は1つの古墳の買い上げのみということがあげられます。また、令和2年度は市立旧道明寺幼稚園除却工事を実施しましたが、令和3年度はそのような工事が無かったことも大きな要因となっています。

次に目6. 図書館費につきましても、前年と比較して2,709万5,369円減額しております。主な要因といたしましては、こちらも会計年度任用職員の人件費が人事課集中になったことと、令和2年度は新型コロナウイルスの関係で備品の購入費があったのですが、令和3年度はなかったということになります。

最後に「項6. 保健体育費」につきましても、前年と比較して4,950万6,073円減額となっております。主な理由といたしましては、目1. 保健体育総務費では、東京2020オリンピック聖火リレーに伴う実施協議会への負担金があるものの、こちらも会計年度任用職員の人件費が人事課集中になったこと及び、令和2年度には豪雨による船橋河川敷運動広場の施設復旧作業及び土砂流出に伴う費用などの支出がありました。令和3年度はなかったというところです。目2. 市民総合体育館費では、4,613万8,095円の減額となっております。主な理由といたしましては、令和2年度の市民総合体育館屋根改修費、新型コロナウイルス関係の備品購入費が令和2年度はありましたが、令和3年度はなかったというところでございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度決算の概略説明とさせていただきます。

## ○教育長

数字がたくさん並んでいるのですが、有効に使えていたのか、苦しい財政事情になっていたのかというところで、何か意見等ございますか。細かい話は別にして、別表の9で、市全体の中で教育費がどれくらいの割合なのかという、よく大きな円グラフに出てくる数字だと思うのですが、前年度は全体の構成比が8.7%で、令和3年度は7.3%にパーセンテージが落ちて、今のご説明だと府下全体の8.6%くらいだから、前年度比くらいの平均だったのが、7.3%に落ちているという、そのあたりの要因をずっと説明してくれていたと思うのですが、これの評価という

のはどうなのですか。評定予算としては、もう少し頑張っていけないといけなかったのですか。教育部長いかがですか。

○教育部長

教育費に充てられているお金というのは、いろいろなタイプのお金があると思うのですが、施設改修だとか、直接子どもに関わる学習面にかかる費用であるとかいろいろあるのですが、全て子どもたちに掛かっていくものと思いますので、そういう意味において、府下平均を下回っているというのは、府下平均並みくらいであってほしいという思いです。市の財政が非常に厳しいというのはここ数年言われておりますが、その中で市として特徴ある施策を打ち出していく際には、そこへ経費が充てられていくものだと考えておりますので、そういった意味で教育行政のところを、もう少し実際の取り組む内容とか、必要性をもっと予算要求時に説明しないといけなかったということを感じております。

○教育長

構成比（パーセンテージ）なので、予算減額が落ちていってもパーセンテージが変えるというわけでもないので、教育費に使われていることについては、令和3年度は、他の予算を見ていただいたら分かりますけれども、増えているところもあれば減っているところもあるということ踏まえて言うと、もう少し努力していけないといけないのかなという教育委員会としては反省に立つのかなと思います。

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第28号 令和3年度一般会計決算報告について、このとおり承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第28号について、承認いたします。

以上で、報告案件につきましては終了いたしました。本日予定しておりました案件は終了しましたが、全体を通じて何かご発言がありますか。よろしいですか。

それでは、以上を持ちまして11月の定例教育委員会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時58分